光達距離　実効光度四〇カンデラ　四・〇海里
明弧　全度
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで八・四メートル　平均水面上から灯火まで八・二メートル
変更年月日　平成二十一年十二月十七日

名称　尉殿埼灯台
位置
所在地　長崎県対馬市（尉殿埼）
北緯　三四―三八―四一
東経　一二九―二六
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで八・七メートル　平均水面上から灯火まで二六メートル
変更年月日　平成二十一年十二月十七日

名称　黒島埼灯台
位置
所在地　島根県隠岐郡隠岐の島町（黒島埼）
北緯　三六―一六―一一
東経　一三三―二三―〇八
変更した事項
光達距離　実効光度八、四〇〇カンデラ　一三・五海里
変更年月日　平成二十一年十二月十七日

○中部地方整備局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十五日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
下呂市萩原町上呂字大町二七二四番一から同町上呂字大町二七二五番一まで	前	一三・六〇～一四・〇〇メートル
	後	一三・六〇～一五・〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十五日

中部地方整備局長　富田　英治

○防衛省告示第十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年一月二十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年二月一日から平成二十二年三月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒
(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒
(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒
(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦　自衛艦八隻

その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四十一号　下呂市萩原町上呂字大町二七二四番一から同町上呂字大町二七二五番一まで　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年一月二十五日

○近畿地方整備局告示第十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二十七号　小浜市多田一一号居折三番から同市木崎二六号山ケ崎二七番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年一月二十五日

○近畿地方整備局告示第十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年一月二十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　15
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社ジェイネット
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	湯野　辰樹

(2)　変更年月日　平成二十二年一月一日

○近畿地方整備局告示第十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年一月二十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　23
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社確認検査機構プラン21
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	田中　宣男、浦野　善照、熊谷　信樹、平井　勝也

(2)　変更年月日　平成二十二年一月五日